

**【確認書提出の際の注意事項】**

- ※0歳から22歳までのお子様を2人以下の場合、加算対象となる児童がいないため申請は不要です。
- ※お子様の進学・就職を問わず、父母または養育者に経済的負担が生じている場合はカウント対象に含むことができます。
- ※18歳の年度末を経過してから22歳の年度末までのお子様を第3子以降加算のカウント対象に含むことはできますが、手当の支給対象にはなりません。

**【申請に必要なもの】**

- ①監護相当・生計費の負担についての確認書  
「児童手当制度改正のお知らせ」に同封する様式をご使用ください。
  - ②加算対象のお子様のマイナンバーが確認できる書類  
(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー付住民票など)
- ※お子様の住民票が町外にある方のみ必要です。居住地が町外であっても、住民票が町内にある場合はマイナンバーが確認できる書類は不要となります。郵送提出の場合はコピーを同封してください。

**◆申請期限**

令和6年10月31日(木)  
申請期限を過ぎた後でも、令和7年3月末日まで申請を受け付けます。  
ただし、申請期限を過ぎた場合は拡充分の児童手当が遅れて支給されます。  
また、令和7年4月以降に申請した場合は、申請した翌月分からの支給となります。  
この場合、令和6年10月分まで遡っての支給はできませんのでご注意ください。

**◆申請結果の通知について**

申請の有無に関わらず、対象拡充に伴い児童手当の支給金額に変更がある方は、令和6年12月頃を目途に通知を郵送します。  
※拡充対象のお子様がない方には、通知は郵送いたしません。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608



## たむら歯科

院長 田村 誠

〒018-2673 八峰町八森字中家後4番6

TEL:0185-74-6788

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○	休
14:30~18:00	○	○	○	○	○	休	休

◎訪問診療しております。  
詳しく知りたい方はお電話ください

**令和6年  
10月から**

# 児童手当

## の支給対象が 拡充されます

※0歳～22歳までのお子様を養育中の方は必ずご覧ください。

【拡充について】	現行制度(～令和6年9月)	拡充後(令和6年10月～)
支給対象児童	15歳の年度末まで (中学校卒業程度まで)	18歳の年度末まで (高校卒業程度まで)
所得制限	あり	なし
第3子以降加算額 (多子加算)	月額15,000円	月額30,000円
第3子以降 加算カウント方法	18歳の年度末まで (高校卒業程度まで)	22歳の年度末 (4年制大学卒業程度)まで ※進学・就職を問わず、お子様を養育 していればカウント対象となります。
支払月	4か月ごとに支給 (2・6・10月)	2か月ごとに支給(偶数月) ※初回は令和6年12月です。

※〇歳の年度末…〇歳到達後最初の3月31日のことを指します。

**申請について**

**◆現在児童手当を受給していない方は、対象拡充に伴う申請手続きが必要です。**

対象の児童がいる世帯には、8月上旬～中旬頃に申請書を世帯主様宛てに郵送いたします。必要事項を記入いただき、福祉保健課へ直接お持ちいただくか、同封の返信用封筒にてご提出をお願いします。  
【対象世帯例】  
①中学生以下のお子様を養育しておらず、高校生のお子様を養育している方  
②令和4年6月の制度改正以降に、所得上限超過により児童手当の資格を喪失している方  
※お子様の住民票が町外にある方や、令和6年6月以降に町内に転入してきた方には申請書を郵送いたしませんので、福祉保健課へお問い合わせください。

**◆現在児童手当を受給中の方は、対象拡充に伴うお手続きは原則不要です。**

ただし、18歳年度末から22歳年度末までの間にあるお子様(生年月日が平成14年4月2日～平成18年4月1日までの間にあるお子様)を養育している場合は、そのお子様を第3子以降のカウント対象に含めるための申請が必要となります。  
8月上旬～中旬頃に、現在児童手当を受給中の方へ「児童手当制度改正のお知らせ」を郵送いたしますので、上記に該当するお子様を養育されている方は、同封の「監護相当・生計費の負担についての確認書」を福祉保健課へご提出ください。  
※郵送でのご提出も可能ですが、郵便料は申請者様の負担となります。